

(あて先)岐阜市保健所長

病院(診療所)の名称・住所
 管理者氏名

エックス線装置装備届出書

下記のとおりエックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

記

名 所	在 地	TEL() —		
エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 す る 事 項	製 作 者 名			
	型 式			
	台 数	台		
	定 格 出 力	連 短 時 蓄 放 電	続 間 式	kV mA kV mA sec kV μ F
	管 球 数			
	用 途	<input type="checkbox"/> 直接撮影用 <input type="checkbox"/> 歯科用パノラマ断層 <input type="checkbox"/> 断層撮影用 <input type="checkbox"/> 骨塩定量分析 <input type="checkbox"/> CT <input type="checkbox"/> 透視用 <input type="checkbox"/> 胸部集検用間接 <input type="checkbox"/> 治療用 <input type="checkbox"/> 口内法撮影用 <input type="checkbox"/> その他()		
エックス 線診療に 従事する 医師、歯 科医師、 診療放射 線技師又 は診療 エックス 線技師の 氏名及び エックス 線診療に 関する経 歴	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴	
設 置	年 月 日	年 月 日		

エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概置	共通	エックス線管容器及び照射筒のろうえい放射線量	治療用装置	定格管電圧 50kV以下	装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	1.0mGy毎時 以下・超える
				定格管電圧 50kV超	焦点から1mの距離における空気カーマ率	10mGy毎時 以下・超える
					装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	300mGy毎時 以下・超える
		口内法撮影用装置	定格管電圧 125kV以下	焦点から1mの距離における空気カーマ率	0.25mGy毎時 以下・超える	
		上記以外の装置		焦点から1mの距離における空気カーマ率	1.0mGy毎時 以下・超える	
		コンデンサ式装置	充電時で照射時以外のとき	装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	20 μ Gy毎時 以下・超える	
	附加ろ過板	口内法撮影用装置	定格管電圧 70kV以下	有(1.5mmアルミニウム当量以上) ・ 無		
		乳房撮影用装置	定格管電圧 50kV以下	有(0.5mmアルミニウム当量又は0.03mmモリブデン当量以上) ・ 無		
		輸血用血液照射装置、治療用及び上記以外の装置		有(2.5mmアルミニウム当量以上) ・ 無		
	移動型及び携帯型エックス線装置の使用条件、保管条件					
	透視用装置	透視中の患者への入射線量率 (患者の入射面の利用線すいの中心における空気カーマ率)		高線量率透視制御を備えていない装置	50mGy毎分 以下・超える	
				高線量率透視制御を備えた装置	125mGy毎分 以下・超える	
		タイマー(透視時間を積算、一定時間経過した場合に警告音等を発することができるもの)		有 ・ 無		
		焦点皮膚間距離を30cm以上に保持する装置又は30cm未満で照射することを防止するインターロック(ただし、手術中に使用する装置は20cm以上)		有 ・ 無		
エックス線照射野を適正に絞る装置		有 ・ 無				
利用線すい中の蛍光板、II等の受像器を通過したエックス線のしゃへい		接触可能表面から10cmの距離の空気カーマ率	150 μ Gy毎時 以下・超える			
透視時の最大受像面を3cmを超える部分のしゃへい		接触可能表面から10cmの距離の空気カーマ率	150 μ Gy毎時 以下・超える			
被照射体の周囲の利用線すい以外のエックス線のしゃへい手段		有 ・ 無				

撮影用装置 (胸部集検用間接撮影装置を除く。)	エックス線照射野を適正に絞る装置 (CTエックス線装置を除く。)		有	・	無		
	口内法撮影用エックス線装置において、照射筒の端における照射野の直径		6cm以下	・	6cmを超える		
	乳房撮影用エックス線装置	エックス線照射野について患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がり	5mm以下	・	5mmを超える		
		受像面の縁を超えるエックス線照射野の広がり	焦点受像器間距離の2%以下			・2%を超える	
	焦点皮膚間距離 (乳房以外の拡大撮影、骨塩定量分析エックス線装置を除く。)	口内法撮影用装置	定格管電圧70kV以下	15cm以上	・	未満	
			定格管電圧70kV超	20cm以上	・	未満	
		歯科用パノラマ断層撮影装置	15cm以上	・	未満		
		移動型及び携帯型装置	20cm以上	・	未満		
		CTエックス線装置	15cm以上	・	未満		
		乳房撮影用エックス線装置による拡大撮影	20cm以上	・	未満		
上記以外の装置		45cm以上	・	未満			
移動型及び携帯型並びに手術中に使用する装置の構造		焦点及び患者から2m以上離れて操作できる 可				・	不可
移動用(携帯用)装置の保管場所		鍵(有				・	無)
胸部集検用間接撮影装置	利用線すいが角すい型となり、エックス線照射野を適切に絞る装置		有	・	無		
	受像器の一次防護しゃへい体(装置の接触可能表面から10cmの距離において空気カーマが $1.0\mu\text{Gy}/1\text{ばく射}$ 以下)		有	・	無		
	被照射体周囲の箱状しゃへい物(装置の接触可能表面から10cmの距離において空気カーマが $1.0\mu\text{Gy}/1\text{ばく射}$ 以下)		有	・	無		
治療装置	インターロック (近接照射治療装置を除く。)		有	・	無		
輸血用血液照射装置	使用時の機器表面の線量		$6\mu\text{Sv}$ 毎時以下	・	超える		
骨塩定量分析装置	使用時の機器から1m離れた場所における線量		$6\mu\text{Sv}$ 毎時以下	・	超える		

エックス線 診療室の放射線障害の 防止に関する 構造設備の 概要	エックス線診療室の天井、床、周囲の壁、出入口の扉、窓等のしゃへい		画壁の外側における実効線量が1mSv/1週間 以下 ・ 超える	
	しゃへい物の 構造・ 材料・ 厚さ等	天 井		
		周 囲 の 壁		
		監 視 用 窓		
		床		
		出 入 口 の 扉		
	その他の開口部			
操 作 室		有 ・ 無 (理由)		
使用中の表示		有 ・ 無		
標 識		有 ・ 無		
エックス線 装置の使用 による放射 線障害の防 止に関する 予防措置の 概要	管 理 区 域	管理区域の設定		添付書類(平面図)のとおり
		管理区域の境界(1.3mSv/3か 月を超えない措置)		有 ・ 無
		立入制限措置		有 ・ 無
		標 識		有 ・ 無
	注意事項の掲示	患 者		有 ・ 無
		従事者		有 ・ 無
	敷地内居住区域及び境界(250μSv /3か月を超えない措置)		有 ・ 無	
	入院患者の被ばく防止(1.3mSv/3 か月を超えない措置)		有 ・ 無	
	放射線診療従事 者等の被ばく防 止	被ばく線量測定 用具	<input type="checkbox"/> ポケット線量計 <input type="checkbox"/> フィルムバッチ <input type="checkbox"/> TLD <input type="checkbox"/> ガラスバッチ <input type="checkbox"/> OSL線量計 <input type="checkbox"/> その他()	
		外部被ばくを少 なくする措置		(有 ・ 無)

添付書類

- 1 エックス線診療室の平面図及び側面図
- 2 放射線量測定結果報告書又はしゃへい計算書

備考

- 1 エックス線診療室の平面図及び側面図には、隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明示すること。
- 2 エックス線診療室の平面図及び側面図は、照射方向並びにエックス線管焦点から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、25分の1又は50分の1の見やすい縮図とすること。
- 3 管理区域の境界、標識、使用中ランプ等の位置を図中に記入すること。
- 4 輸血用血液照射装置に係る届出のエックス線診療に従事する者の氏名及び経歴の欄は、医療従事者の氏名、職種等を記入すること。
- 5 エックス線装置を備えたときから10日以内に届け出なければならない。